

次期「淡海子ども・若者プラン」原案（概要版）

第1 計画の策定について

1 計画の位置付け
 ○本県における子ども・若者支援施策に関する総合的な計画
 ○法に基づく「都道府県子ども・若者計画」（子ども・若者育成支援推進法）、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」（子ども・子育て支援法）、「自立促進計画」（母子及び父子並びに寡婦福祉法）、「都道府県行動計画」（次世代育成支援対策推進法）、「都道府県子どもの貧困対策計画」（子どもの貧困対策の推進に関する法律）も含む位置付けとする。

2 計画期間 5年：平成27年度（2015年度）～平成31年度（2019年度）

第2 子ども・若者をめぐる主な現状と課題

<子どもを生み育てる>
 少子化が進行する中、社会全体で子育てを支える機運を醸成し、仕事と家庭を両立し子育てできる環境づくりや、多様なニーズに対応する切れ目のない支援が必要
 ○待機児童数(県) H21 411人 → H26 441人 (4月1日現在)

<子ども・若者の育ち>
 社会情勢が著しく変化しており、子どもの生きる力の一層の育成を図ることが必要。また、若者の完全失業率が他の年齢層と比べて高く、就労支援などにより社会的・職業的自立を図ることが必要
 ○完全失業率(全国) 34歳以下 5.3% 全年齢平均 4.0%

<共生社会>
 障害の有無や国籍等に関係なく、すべての子ども・若者が、人権を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していけるよう、きめ細かな支援が必要
 ○特別支援学校の幼児児童生徒数(県) H21 1,706人 → H25 2,126人

<ひとり親家庭>
 ひとり親の世帯数が増加しており、仕事と家庭を両立し、経済的に自立するための支援が必要
 ○ひとり親世帯数(県) H21 13,020世帯 → H26 14,452世帯

<社会的養護>
 児童虐待相談件数が増加しており、子ども家庭相談機能を強化し、市町等と連携しながら県全体の相談機能の向上が必要
 ○児童虐待相談件数(県) H21 2,802件 → H25 5,109件

<青少年の健全育成>
 少年非行が低年齢化。ニート、ひきこもりなど、抱える問題が深刻化。社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援が必要
 ○検挙・補導した非行少年等の数 H24 6,148件 → H25 6,524件

<子どもの貧困>
 子どもの貧困率は過去最悪となっており、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもが健やかに育つ環境づくりが必要
 ○子どもの貧困率(国) H21 15.7% → H24 16.3%

第3 子ども・若者育成支援の基本的な考え方

1 基本理念
 子ども・若者は人権を尊重され、自己肯定感を育みながら夢を持って健やかに育ち、保護者は子どもを安心して育て、ともに育ち、そして子ども・若者の成長とともに地域に明るさと活力が生まれる、「子ども・子育て環境日本一の滋賀」を目指す

2 基本的視点
 1 子ども・若者にとっての幸せを第一に考える視点。
 2 子どもや子育て家庭の視点に立ち、社会全体で子育て・子育てに関わり、ともに育つ視点。
 3 すべての子どもや若者が安心して健やかに成長する居場所と、自らの力を発揮できる出番を創出する視点。
 4 子どもが生まれる前から自立するまで、子どもの成長段階をつなぐ切れ目のない施策を推進する視点。
 5 各分野のつながりを意識し、横つなぎのある施策を推進する視点。

第4 具体的な施策の推進

施策の柱

1 子どもの人権を尊重し、社会全体で「子育て」「子育て」を支える意識の醸成

① 子どもの人権が尊重される社会づくり
 ② 子ども・若者の育成支援についての理解の促進

取組例

○直接子どもに接する機会の多い教育関係者、医療・福祉関係者等への人権研修の実施
 ○家庭教育協力企業や淡海子育て応援団など、企業・地域との連携

2 子どもを安全・安心に生み育て、子どもの育ちを支えることができる社会環境づくり

(1) 子育てを切れ目なく支える
 ① 安全・安心に子どもを生み育てることができる環境づくり
 ② 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実
 ③ すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実
 ④ 仕事と家庭の両立支援
 ⑤ 子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり

○乳児のいる家庭への訪問による子育て情報の提供、養育環境の把握
 ○保育所や放課後児童クラブ等の計画的な施設整備に対する支援
 ○地域における子育て相談や交流の場の提供などを支援
 ○保育サービスを担う人材の確保、研修による資質の向上
 ○インターネットを活用した子育て情報の提供
 ○企業における子育て支援など、ワーク・ライフ・バランスの取組推進
 ○子育てに配慮した住環境をもつ「滋賀県子育て応援住宅」の認定・推進

(2) 子ども・若者の健やかな育ちを支える
 ① 子どもとともに育つ地域づくり
 ② 「生きる力」を育む教育・学習の充実
 ③ 若者の社会的自立・職業的自立の促進

○地域の中で子どもたちが集団で遊ぶ機会や場の確保
 ○「生きる力」を育むため、学びや体験の機会を確保
 ○中学生の職場体験や高校生のインターンシップの実施
 ○おうみ若者未来サポートセンターによる就職支援

(3) 共生社会に向けた子ども・若者の多様なニーズを支える
 ① 共生社会に向けた多様なニーズへの支援

○放課後児童クラブにおける障害児の受け入れを支援
 ○外国人児童生徒への日本語指導の実施

(4) ひとり親家庭を支える
 ① 真の自立のための就業支援・生活支援
 ② 生活の安定と自立のための経済的支援
 ③ きめ細かな相談体制・情報提供および広報啓発

○母子家庭等就業・自立支援センターでの就労相談等による支援
 ○地域、団体、市町等と連携した子どもの学習支援の取組
 ○児童扶養手当の支給や福祉医療費の助成等による経済的支援
 ○広報誌やホームページによる情報提供、母子・父子自立支援員等に対する研修や意見交換の実施

3 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支える施策の推進

(1) 社会的養護の推進
 ① 児童虐待の未然防止
 ② 児童虐待の早期発見・早期対応
 ③ 子どもの保護・ケア
 ④ 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援
 ⑤ 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携の強化
 ⑥ 子どもへの心理的虐待の予防(DV防止)
 ⑦ いじめの加害者や非行児童への対応

○オレンジリボンを活用した広報啓発
 ○子ども・子育て応援センターによる子ども、保護者の悩み相談の実施
 ○保健・医療・福祉等関係機関の情報共有と意見交換の場づくり
 ○里親委託の拡大等による家庭的な養護環境の充実
 ○施設、里親、行政の連携による措置児童の自立支援の仕組みづくり
 ○子ども家庭相談センターの増設など機能強化
 ○市町向けマニュアルの改訂やスーパーバイザー派遣の実施

(2) 青少年の健全な成長を支える環境づくりの推進
 ① 青少年の健全育成の推進

○薬物乱用防止や、適切なインターネット利用に関する広報啓発
 ○青少年立ち直り支援センターによる非行少年等の立ち直り支援
 ○ニート、ひきこもりなどを支援する多様な機関・団体によるネットワークづくり

(3) 子どもの貧困対策の推進
 ① 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援
 ② 貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援
 ③ 世帯の生活を下支えするための経済的支援
 ④ 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援

○生活困窮者・生活保護受給者に就労活動促進費や就労自立給付金を支給
 ○生活困窮者に対する自立相談支援や居場所づくりを含む学習支援の実施
 ○生活保護における教育扶助の支給等による経済的支援
 ○家庭教育支援チームの設置等による保護者に対する家庭教育支援

主な指標

乳幼児全戸訪問事業実施率 (H25) 1,280事業所 (H30) 1,345事業所
認定こども園等利用児童数 (H25) 47,109人 (H31) 市町支援計画による
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)利用 児童数 (H25) 11,327人 (H31) 市町支援計画による
一時預かり事業利用児童数 (H25) 54,928人 (H31) 市町支援計画による
地域子育て支援拠点事業 利用者数 (H25) 433,401人 (H31) 市町支援計画による
淡海子育て応援団事業登録 店舗数 (H25) 1,398店舗 (H31) 2,000店舗
母子家庭等就業・自立支援 センターの取組による年間 就業者数 (H25) 155人 (H31) 260人
養育里親登録数 (H25) 144家庭 (H31) 180家庭